平成２２年（フ）第１３７５７号
千葉県市川市中山４丁目19―７―201
破産者　遠藤　　徹
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７９０号
東京都足立区竹の塚４丁目８―８―202
破産者　斎上　　茂
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８０５号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷３丁目４―６―201
破産者　先崎　雅博
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８７８号
埼玉県春日部市梅田１丁目１―41
破産者　佐藤　邦康
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８９７号
神奈川県藤沢市遠藤943―６―102
破産者　小泉　美子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９４６号
東京都杉並区和泉１丁目31―２―208
破産者　爲貝　浩志
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９６９号
茨城県筑西市新治1996番地38
破産者　有限会社八重
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９７０号
茨城県桜川市大国玉3099
破産者　藤田八重子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０００号
東京都板橋区徳丸８丁目８―３―106
破産者　菅野　幸夫
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４００６号
東京都新宿区新宿７丁目21―２―302
破産者　笠川　昭彦
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０１１号
東京都調布市国領町４丁目11―５―101
破産者　藤原　　覚
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０１２号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1701―１―106
破産者　松崎　真弓
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０６３号
福岡県福岡市博多区千代４丁目24―12―328、開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡２丁目14―15
破産者　岡山　聡子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１０８号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目５番３号
破産者　タマ保安産業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１０９号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―５―404
破産者　中村　　知
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１１０号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―５―404
破産者　中村　慶子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４１１号
東京都荒川区東尾久２丁目８―４―302、開始決定時の住所東京都荒川区町屋７丁目５―16―604
破産者　楚良　久子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５３５号
東京都豊島区南大塚３丁目34番12号
破産者　有限会社和和
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５３６号
東京都豊島区南長崎５丁目16―10　第二柘植ビル205、開始決定時の住所東京都豊島区東池袋２丁目13―12―303
破産者　星野　民子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６３１号
東京都墨田区押上３丁目15番15号
破産者　有限会社畠山左官工業
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６６６号
東京都中野区本町５丁目５番９号　第二斉藤荘Ａ１、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区弥生町２丁目30番２号
破産者　有限会社光和警備保障
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部